## 収支報告書

令和6年分 開催分)

(ふ り が	な)	はがみちやこうえんかい	政治団(	本の区分
1 政治団体	の名称-	はが道也後援会	□ 政 党 の 支 部	□政治資金規正法第18条の2第1項 の規定による政治団体
2 主たる事務所	「の所在地	山形県山形市城北町1-24-15	□ 政 治 資 金 団 体	▽そ の 他 の 政 治 団 体 □そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部
	_	ダイヤ66城北2-A		
3 代 表 者 (	の氏名	(姓) (名)		域の区分
31( 2( 1)	-	芳賀 道也	2以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内
4 会計責任者	その氏名	(姓) (名)		
1 五 川 灵 止 1		芳賀 正樹	<u>資金管理団体の指定の有無</u>	国会議員関係政治団体の区分
事務担当者	が 氏 名			□ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
	(姓)	(名)	公職の種類	□ 政治資金規正法第19条の7第1項
	菅	賢洋	(現職・候補者の別)	̄ 第2号に係る国会議員関係政治団体
(電話)	023-676-5	115	資金管理団体の届 (姓) (名)	公職の候補者 <sup>(姓)</sup> <sup>(名)</sup>
-	本間	ひろみ	出をした者の氏名	の 氏 名 芳賀 道也
(電話)	023-676-5	115		公職の種類参議院議員
-				(現職・候補者の別) (現職)
(電話)				公職の候補者(姓) (名) の氏名(2人目)
				公職の種類
				(現職・候補者の別)
				公職の候補者(姓) (名) の氏名(3人目)



資金管理団体	本の指定の期間
	から
	まで
(※複数の期間がある	場合2つめ以降の期間)

	から
	まで
(※複数の	期間がある場合2つめ以降の期間)

(現職・候補者の別)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	646, 325
(前年からの繰越額)	646, 310
(本年の収入額)	15
支 出 総 額	22, 000
翌年への繰越額	624, 325

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 1	固人の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附				
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考
(ア) 個人からの寄附		0		
(うち特定寄附)	·	0		
(4) 法人その他の団体からの寄附		0		
(ウ) 政治団体からの寄附		0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0		
イ 政党匿名寄附		0		
合 計 (ア + イ)		0		

(その6)

	(6) その他の収入				
行番号	摘 要	金	額	備	考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	7-37-47-77				
9					
10					
11			:		
12					
13					
14		-			
	この頁の小計		0		

(その6)

	(6) その他の収入				
行番号	摘    要	金	額	備	考
15					
	この頁の小計		0		
	1 件 10 万円未満のもの		15		
	合 計		15		

(その13)

### 3 支出項目別金額の内訳

3 又山頃日別並領の門訊			
(1) 支 出 の 総 括 表			
項目	金    額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	22,000	0	
小計	22, 000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エその他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 · 交 付 金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小 計	.0	0	
合計	22, 000		

(その14)

	(2) 経常経費 (人件費を関	徐く。) の内訳	項	目 別 区	分	4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の (団体にあっては、そ	氏名 の名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査料	22, 000	R6/7/5	登録政治資金監査人	木口隆	山形県山形市成沢西1-8-25	
2							
3							
4							
5							
6					:		
7							
8					***	·	
9							
10							*
11					-		
12							
13							
14							
	この頁の小計	22,000					

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除	く。)の内訳		項	目 別	区 分	4. 事務所費	<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	
行番号	支出の目的	金	Į .	年月日		けた者の氏名 ては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備	考
15				·					
	この頁の小計		0			<u>.</u>			
	その他の支出		0						
	合 計	22,	000						

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備				
ア土地		V					
イ 建 物		V					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<b>V</b>					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く 。 )		<b>V</b>					
力 金 銭 信 託		<b></b> ✓					
キ 有 価 証 券		V					
ク 出 資 に よ る 権 利		<b>V</b>					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		✓					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<b>V</b>					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		<b>V</b>					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V					

## 宣誓 書

添付書類(別添のとおり)

- ☑ 1 領収書等の写し
- □ 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ☑ 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 27日

政治団体の名称 はが道也後援会

会計責任者の氏名 芳賀

正樹

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

#### 政治資金監查報告書

令和7年5月20日

はが道也後援会

代表 芳 賀 道 也 殿

登録政治資金監査人

T. B

登 録 番 号 第 3356 号 研修終了年月日 平成22年1月26日

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 はが道也後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての 期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領 収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出 目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支 出に関する政治資金監査を行った。
- (2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化 委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュア ル」という。) に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作 成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告するこ とにある。
- (4) この政治資金監査は、はが道也後援会の主たる事務所において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書 等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出 目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関 係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。 なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出 目的書は存在しなかった。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

#### 3 業務制限

はが道也後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、はが道也後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間に おいても、同様である。

以上